

第二期宮城県イノシシ管理計画の概要

1 計画改定の背景及び目的

平成26年5月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、本県のイノシシを第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）として位置づけ、現行の「第二期宮城県イノシシ保護管理計画」を「第二期宮城県イノシシ管理計画」に改定する。

なお、主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 「保護管理」の表記を「管理」とした。
- (2) 生息数等のデータを直近のデータに更新した。
- (3) 国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した事業の実施を記載した。

2 管理すべき鳥獣の種類【変更なし】

イノシシ

3 計画期間【変更なし】

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで（4年間）

4 計画の対象とする区域【変更なし】

県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする）

重点区域 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、
仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、大和町、大衡村、大崎市、色麻町、加美町、
栗原市（20市町村）

5 管理の目標

繁殖力が高いイノシシの場合、生息数を把握して、直接個体数を管理することは困難。

「イノシシ問題は農業問題」を基本に、イノシシによる農業被害を削減することを管理の目標とし、当面は平成21～23年度の平均被害額（2,946万円）の4割減程度（1,800万円程度）以下を目指すこととする。

なお、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に基づき、イノシシの生息数を10年後（平成35年度末）に約4割減らすことを努力目標とし、年間捕獲目標5,600頭を新たに追加した。

6 数の調整に関する事項【変更なし】

狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、重点区域のイノシシの狩猟期間を延長し、11月15日から3月31日までとする（環境省令では11月15日から2月15日まで）。

ただし、延長された期間の内3月1日から3月31日までの間の猟法は、事故防止のため「わな猟」及び「当該わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限る。

7 被害防除対策【変更なし】

個体数管理と併せ、専門家や研究機関の協力のもと、効果的な防除方法の普及を図る。

8 その他管理のために必要な事項【変更なし】

計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから捕獲、農作物被害状況など各種調査を実施する。また、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会で捕獲・被害状況等について検討・評価を行い適切に目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に、地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。